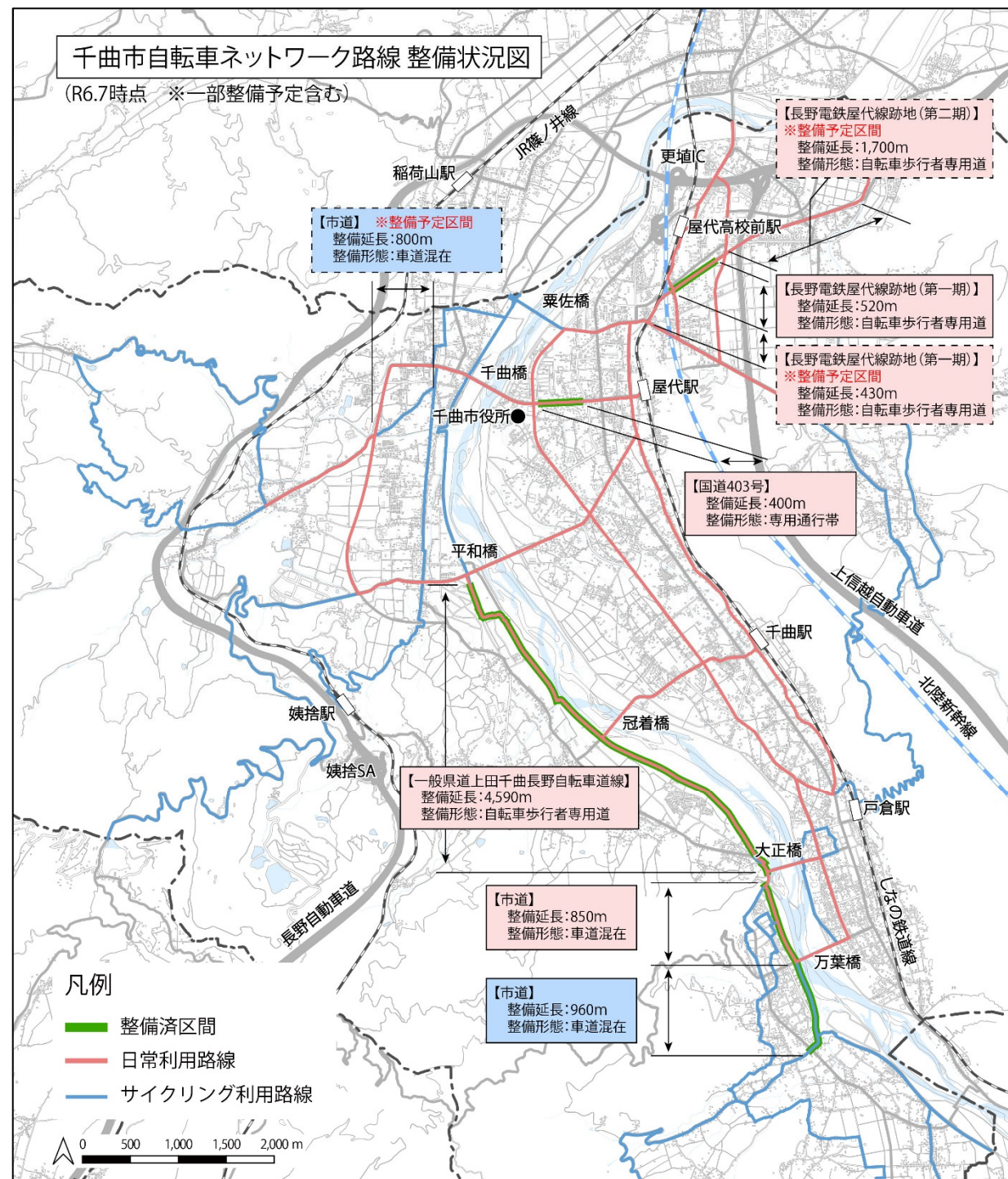


◇令和6年度以降における自転車通行空間整備方針（案）

1）千曲市自転車ネットワーク路線

◇令和3年3月に策定された「千曲市自転車活用推進計画」において、市内で優先的に自転車通行空間を整備する『千曲市自転車ネットワーク路線』を選定し、今後整備を推進。千曲市自転車ネットワーク路線は、利用目的に応じて①日常利用路線と②サイクリング利用路線の2種類に分類。

【千曲市自転車ネットワーク路線（R6.3改定版）と整備済み・整備予定路線図】



2）令和6年度以降の整備予定区間

◇令和6年度以降における整備予定区間は、**市道治田町西線の約800m**。

◇沿道には、更埴西中学校やこども園が立地し、治田小学校の通学路にもなっており、時間帯によっては歩行者や自転車の通行が多い道路である。

【対象区間】



【路肩を通行する小学生】

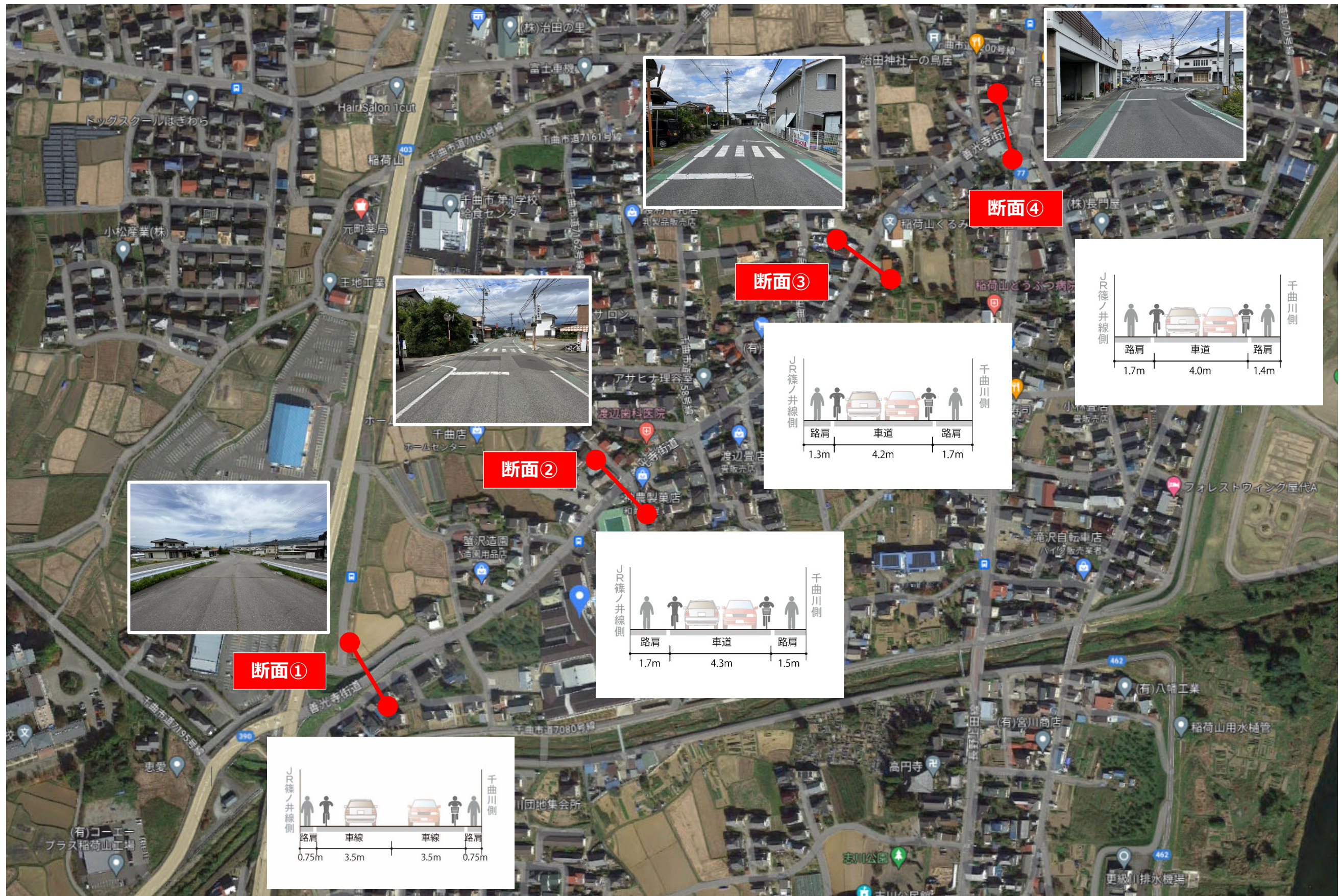


【沿道に立地するこども園】



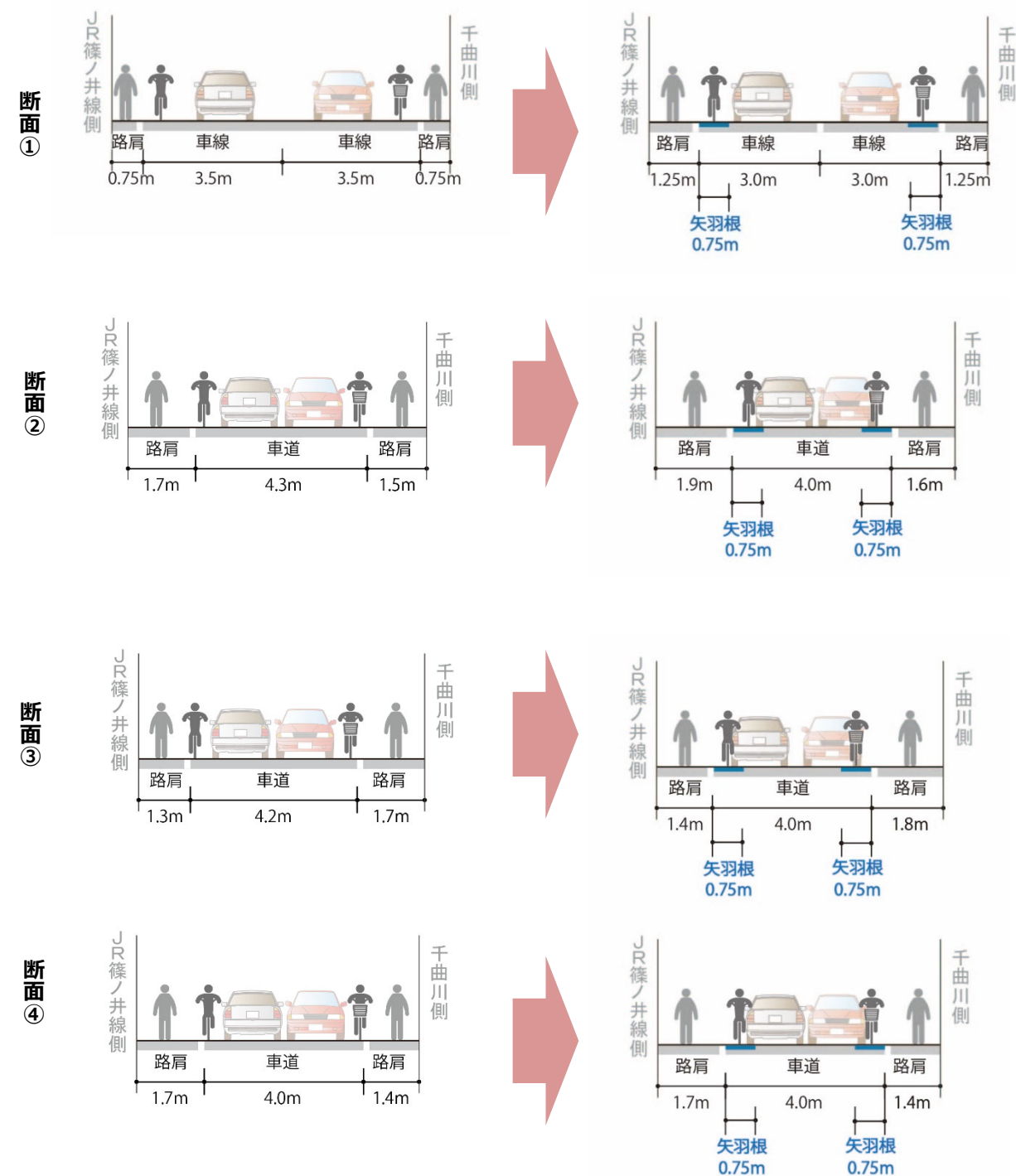
3) 対象区間の現況幅員構成

◇幅員構成は下図のとおり。断面①は全幅が 8.5m、両側に 0.75 の路肩。断面②～④は全幅が 7.0m 程度であり、両側に 1.5m程度の路肩が設置され、車道は 4.0m程度。

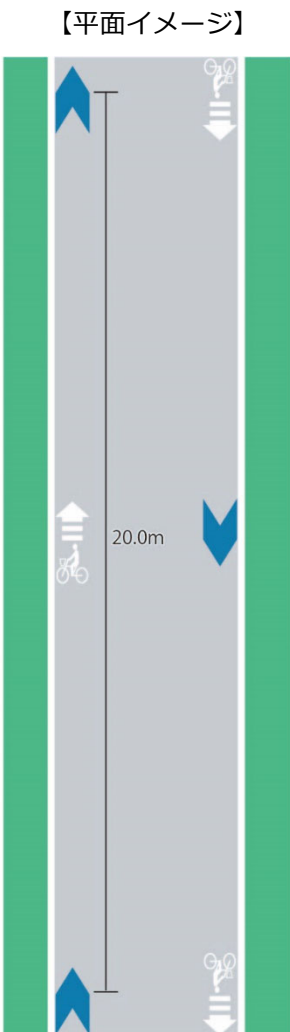


4) 自転車通行空間の整備方針

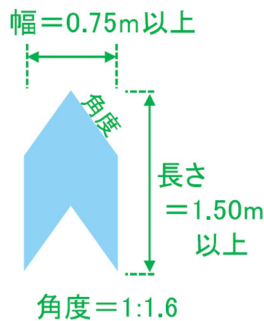
- ◇対象区間は、沿道や周辺に小学校や中学校などが立地し、歩行者や自転車の通行が比較的多いことから、歩行者や自転車の安全性や快適性を向上させることとし、自動車の通行や速度を抑制する考えを基本とする。
- ◇断面①は、車線幅員を 3.0m に縮小し、路肩を 1.25m に拡幅。
- ◇断面②～④は、車道幅員を 4.0m に縮小し、両側の路肩に拡幅する。



- ◇自転車通行空間は、安全で快適な自転車通行環境ガイドライン（国土交通省・警察庁）に基づき、幅 0.75m の矢羽根を車道上に設置し、自転車と自動車の混在を図る。
- ◇矢羽根の設置間隔として、ガイドラインの標準的な考え方は 10m 間隔であるが、当該路線は自動車交通量も少なく、市道として初めて整備する路線であることから、まずは 20m 間隔 で整備し、整備後の視認性などを踏まえて、適宜変更する。
- ◇自転車ピクトグラムは、概ね 50m 間隔 で、矢羽根と矢羽根の間に設置する。



【矢羽根の標準仕様】



出典：安全で快適な自転車通行環境ガイドラインより

5)長野電鉄屋代線跡地(市道屋代中学校北線・市道雨宮東西線)整備方針

